

大宮台みどりの協定書

(この協定の目的)

第1条 この協定は、私たちの庭のみどりを豊かにし、やがて大宮台地区がみどりに包まれた安らぎのある場所となり、住いの環境を快適なものとすることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定の名称を大宮台みどりの協定(以下「協定」という。)とする。

(協定の区域)

第3条 協定の対象区域(以下「協定区域」という。)は別紙図面に表示する区域とする。

(協定の締結)

第4条 協定は、協定区域内の土地の所有者等(都市緑地保全法(以下「法」という。)第14条に規定する土地所有者等をいう。以下「土地所有者」という。)の全員の合意により締結するものである。

(協定の効力)

第5条 この協定は、第1条の目的を達成するため、法による認可を千葉市長から受けた場合その認可の公告の日以後において、協定の区域内の土地所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(協定の変更および廃止)

第6条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者全員の合意により、法による認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者の過半数の合意により、法による認可を受けるものとする。

(緑化に関する事項)

第7条 第1条の目的を達成するため、緑化に関する事項を次のとおり定める。

1. 植栽する樹木等の種類と場所

植栽する樹木等は、各家庭の緑化ばかりでなく、地区の環境保全に役立つことが必要であるため、それに適する樹種を次のうちから選び各項目ごとに1本は庭などに植栽すること。

イ 花(または葉)を楽しめる木

高 木: ツバキ、サクラ、モミジ、サルスベリ、モクセイ、コブシ

中低木: ツツジ、サツキ、ジンチヨウゲ、サザンカ、アジサイ、クチナシ

ロ 果実が楽しめる木

ウメ、カキ、モモ、イチジク、ブドウ、ビワ

ハ 鳥が寄ってくる木（小鳥の餌木）

ナンテン、ツゲ、ヤツデ、アオキ、アサキ、モツコク

ニ 家並みをやわらげる木

ヒバ、マツ、マキ、スギ、カシ、モミ、タイサンボク、カイヅカイブキ

2. 樹木の維持管理に留意し、植栽した樹木が各家庭、地区の環境保全に役立つようにするため、せん定、病虫害防除等を年1回以上実施すること。

（協定の有効期間）

第8条 協定の有効期間は、法による認可を受けてから10年間とし、期間満了前に土地所有の過半数が廃止についての申し出をしなかつた場合は、さらに10年間延長するものとする。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 とりきめた緑化事項を積極的に履行しない者に対しては、履行させるための要求を行なう。

2 前項の要求があつたのち、3カ月を過ぎても要求のあつた緑化事項を履行しない者に対しては、これにかかわる費用を徴収し、地区の緑化事業の費用に充当するものとする。

（協定代表委員会の設置）

第10条 この協定に関する事業、事務を円滑に行なうため土地所有者のなかから互選により若干名の代表委員を選出し、年2回以上の代表委員会を行なうものとする。

2 代表委員のなかから、協定の代表者、副代表者を各1名ずつ選出するものとする。